

第 10 期科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会における
委員会等の設置について

平成 31 年 3 月 13 日
科学技術・学術審議会
生命倫理・安全部会

1 . 科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会運営規則第 3 条第 1 項に基づき、生命倫理・安全部会（以下「部会」という。）に、以下の委員会を置く。

名 称	調査検討事項
特定胚等研究専門委員会	特定胚の作成等の届出が「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律」に基づく指針（特定胚の取扱いに関する指針）に適合しているかどうかの確認に関する事 その他、特定胚の取扱いに関する専門的事項 ヒト E S 細胞の樹立計画及び海外分配計画が「ヒト E S 細胞の樹立に関する指針」に、ヒト E S 細胞の分配機関の設置計画及び海外分配計画が「ヒト E S 細胞の分配及び使用に関する指針」に、それぞれ適合しているかどうかの確認に関する事 その他、ヒト E S 細胞の取扱いに関する専門的事項 ヒト i P S 細胞、ヒト組織幹細胞等から生殖細胞の作成を行う研究に関する専門的事項
生殖補助医療研究専門委員会	ヒト受精胚の作成を行う研究計画が「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」に適合しているかどうかの確認に関する事 その他、生殖補助医療研究に関する専門的事項
遺伝子組換え技術等専門委員会	「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に基づく第二種使用等に係る拡散防止措置の確認に関する事 その他、遺伝子組換え技術等に関する専門的事項
ゲノム指針及び医学系指針の見直しに関する専門委員会	「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」及び「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」の見直しに関する専門的事項
ヒト受精胚へのゲノム編集技術等を用いる研究に関する専門委員会	ヒト受精胚へのゲノム編集技術等を用いる研究計画が「ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」に適合しているかどうかの確認に関する事 その他、ヒト受精胚へのゲノム編集技術等を用いる研究に関する専門的事項

2 . 部会又は委員会は、特定の専門的事項を機動的に調査するため、部会長又は主査の定めるところにより、作業部会を置くことができる。

科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会組織図

